

山形県告示第 381 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 13 条の 2 に規定する土地の区域を指定区域として次のとおり指定する。

平成 28 年 4 月 5 日

山形県知事 吉村 美栄子

指定区域	埋立地の区分
村山市大字名取字経塚森 3302 番 173 の一部、3302 番 180、同市大字名取字鷹森 3303 番 67 の一部、3303 番 68 の一部、3303 番 78 の一部、3303 番 102 の一部、同市大字名取字平林 2215 番 1 の一部、同市大字名取字平山 3304 番 54 の一部、3304 番 70	令第 13 条の 2 第 1 号の埋立地
北村山郡大石田町大字大浦字年貢山 1719 番 1 の一部	同上
最上郡最上町大字志茂字大横川山 1595 番 13 の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。）第 12 条の 31 第 2 号の埋立地